

外務省所管独立行政法人の見直し当初案

- 見直し当初案整理表

国際協力機構 P. 1

国際交流基金 P. 32

- 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

国際協力機構 P. 48

国際交流基金 P. 52

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構			府省名	外務省		
沿革	昭和 49: 国際協力事業団 (JICA) → 平成 14: 国際協力機構 (JICA) 昭和 36: 海外経済協力基金 (OECF) → 平成 11: 国際協力銀行 (JBIC)			平成 20: JICA と JBIC 統合 (新 JICA 設立)			
中期目標期間	第 1 期: 平成 13 年度～18 年度、第 2 期: 平成 19 年度～23 年度						
役員数及び職員数 (平成 23 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	13 人 (3 人)	12 人 (2 人)	0 人 (0 人)	1,664 人		0 人	
年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	158,600	156,585	158,500	149,981	147,179	134,768
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	158,600	156,585	158,500	149,981	147,179	134,768
	うち運営費交付金	155,626	153,786	155,850	147,986	145,681	133,183
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	-	185
	うちその他の補助金等	2,975	2,800	2,650	1,995	1,498	1,400
うち政府出資金	-	-	-	-	-	-	
支出予算額の推移 (単位: 百万円)	160,889	161,117	162,737	151,185	149,419	135,126	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位: 百万円)	2,359	2,686	3,800	4,917			
発生要因 見直し内容	前期中期目標期間繰越積立金が主たる要因となっている。						
	中期目標期間終了時に国庫納付予定。						
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)	6,899	15,471	23,976	30,906			
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)	155,833	156,991	216,615	237,711	(見込み) 233,465	(見込み) 213,394	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	限られた予算の中で、事業の効率的・効果的实施を進め、全体として事業単位当たりのコスト削減が見込まれる。						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 22 年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費について毎事業年度 1.3% 以上の効率化を達成する見込み。 ・一般管理費について中期目標期間の最終年度において平成 18 年度比年率 3% 以上の効率化を達成する見込み。 ・人件費について平成 18 年度から 5 年間に於いて 5% 以上の削減を達成する見込み。 						

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	国民等の協力活動（ボランティア事業）					
事務及び事業の概要	<p>国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするものを促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。</p> <p>イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	22,275	20,385	17,994	14,331	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	22,275	20,385	17,994	14,331	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤 ^(注1)	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<p>●青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、専門的知識・能力又は実務の経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 <p>●青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。 <p>●帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。</p>					

<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>① 外務省及び機構がボランティア事業のあり方について抜本的に見直した結果を踏まえ、開発課題の解決に資する事業実施や他事業との連携強化による事業価値の向上に取り組む。(『基本方針』)</p> <p>② ボランティアの質的向上及び帰国ボランティアの社会還元に関する支援強化や発信等への取組を継続する。</p> <p>③ ボランティア事業の一層の効率化の観点から、ボランティアの選考方法及び国内手当制度についてさらなる検討を行う。(『基本方針』)</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>■上記「見直し」の理由</p> <p>外務省より発表された海外ボランティア事業に関する政策ペーパー「草の根外交官：共生と絆のために～我が国のボランティア事業～」及びJICAにて外部有識者を含め設置した「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」によるJICAボランティア事業に関する提言を踏まえたボランティアの案件発掘・形成、募集・選考・訓練、現地活動支援、社会還元の促進等が求められている。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況</p> <p>○外部有識者5名およびオブザーバーとして関係省庁（外務省、文科省、厚労省、経産省）を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設置、JICAボランティア事業の実施の方向性を検討するために委員会を5回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（22年度に実施済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国毎に大使館、JICA、JBIC、JETRO等関係機関で構成される「現地ODAタスクフォース」で協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに先方機関の要請内容に変更等がないか、現地事務所による定期的な現地の意思確認を強化した。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等が分かりづらかった村落開発普及員、青少年活動、感染症対策、エイズ対策、環境教育の案件については、活動に求められる資格や能力等を募集要項に詳細に記載することとした。 ・22年度は生花、編物、文化、バレエの文化交流職種を廃止した。「あり方検討委員会」の結果も踏まえ、引き続き職種の見直し等を検討する。 <p>○経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に十分検証した上で、職種の絞り込みなど、適切な策を講じていく。</p> <p>○外務省が発表したボランティア事業に係る政策ペーパーを踏まえつつ「あり方検討委員会」での検討を取りまとめ、報告書を公表した（23年8月）。</p> <p>○紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、情報量及びページ数を削減した。またウェブサイトへの誘導文を随所に記載し、ウェブへの誘導強化を図った（22年度に実施済）。</p> <p>○募集説明会の回数について、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により平成22</p>

	<p>年度の実績 539 回から約 55%の削減を図り、平成 23 年度は 242 回の計画とした。また JICA の国内機関の利用回数を約 21%増加させ、H22 実績 48 回から H23 年度は 58 回の計画とした（22 年度に実施済）。これらの結果、23 年度の会場借用代等の経費約 4 千万円を節減できる見込み。</p> <p>○受験者への旅費支給方法を次のとおり見直した（平成 23 年度春募集から適用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び離島については、領収書と半券の提出を以って航空賃実費の 2/3 を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地の駅から東京駅までの鉄道運賃の 2/3 を補助。 <p>なお、平成 22 年度から、宿泊費については支給せず、希望者に対して JICA 国際センターでの宿泊を認めることとしている。</p> <p>○国内積立金制度を廃止し、新たに本邦支出対応手当、帰国初動生活手当、帰国社会復帰手当で構成される国内手当制度を構築し、ボランティアの状況にあわせ各手当の支給の可否を決定することとした（22 年度に実施済）。この結果、22 年度までに派遣された受給対象者は、2 年間で受給総額約 250 万円であったが、23 年度から派遣された受給対象者は、その対象手当に応じて、受給総額は 140～212 万円となった。予算削減総額は、23 年度は約 2.1 億円、平年度化する 25 年度には約 8.7 億円の予定（22 年度の派遣規模が 25 年度まで不変と仮定した場合の試算）。</p> <p>■廃止または民営化した場合の問題点</p> <p>当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

（注 1）一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構		府省名	外務省		
事務及び事業名	海外移住事業（（注）但し、日系研修については、機構法上、市民参加協力事業として実施。）					
事務及び事業の概要	<p>（海外移住事業）</p> <p>移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。</p> <p>イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。</p> <p>ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。</p> <p>ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。</p> <p>（市民参加協力事業）（（注）日系研修が該当）</p> <p>国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするものを促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。</p> <p>ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。</p> <p>(1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修</p>					
事務及び事業に係る予算額 <small>（注1）</small> （単位：百万円）		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（要求）
	支出予算額	469	461	367	337	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	469	461	367	337	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 <small>（各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在）</small>	常勤 <small>（注2）</small>	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<ul style="list-style-type: none"> ● 日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。 ● 海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。 ● 日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。 					

<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>① 政府方針に基づき、移住者・日系社会のおかれた状況及びニーズを踏まえ、支援事業の重点化を促進する。 ② 日系個別研修について、日系社会のニーズを踏まえつつ、規模の縮減を行う。 ③ 日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修部分については、精査の結果、国際交流基金で実施する日本語教授法に係る研修を同基金に移管し、事業効率の向上を図る。(『基本方針』)</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>■上記「見直し」の理由</p> <p>① 海外移住に関する政府方針「海外日系人社会との協力に関する今後の政策（平成 12 年海外移住審議会意見）」に基づき、高齢化が進み生活・医療上の扶助を必要とする移住者に対し、移住者の社会保障制度の限界等を補う観点から「高齢者福祉」及び次世代を担う日系人の「人材育成」を重点分野として、日系人及び日系社会のニーズを踏まえた支援を行うことが求められている。</p> <p>② 総務省（政策評価・独立行政法人評価委員会）「独法の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 18 年 11 月）、及び閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月）等に基づき、本事業の見直しが求められている。</p> <p>③ 同上。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況</p> <p>○国際交流基金への移管により効率の向上を図ることができるか、関係部署・機関と検討・協議中。(23 年度第 3 四半期)</p> <p>○移住者への影響に十分配慮しつつ、予算規模は、削減計画通り平成 18 年度予算に対し 80%減じたが、実際には移住者の団体からの申請がなかったため、助成の実績はなく、ブラジルでの先進地農業研修、農協職員実務研修および農業専門家派遣のみ実施（22 年度に実施済）。22 年度をもって事業を廃止済。</p> <p>○日系長期個別研修の受入人数等の規模縮減を検討する。(23 年度第 3 四半期)</p> <p>■廃止または民営化した場合の問題点</p> <p>当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

(注1) 事務及び事業に係る予算額については、海外移住事業の予算推移を記載。

日系研修に関する予算については、市民参加協力事業の予算（別シート「国民等協力活動（市民参加協力事業）」）に含まれる。

(注2) 一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構			府省名	外務省	
事務及び事業名	技術協力事業					
事務及び事業の概要	<p>条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。</p> <p>イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。</p> <p>ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。</p> <p>ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。</p> <p>ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	79,467	73,045	67,313	71,807	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	78,855	72,454	66,739	71,243	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、23年度は4月1日現在)	常勤 ^(注1)	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
「基本方針」での指摘	<p>●我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。 <p>●研修員手当のうち食費以外の名目(交通費、通信費等)で支給している生活費(1,580円/日)については、廃止を含めた見直しを行う。</p> <p>●技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。</p> <p>●開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。</p>					

<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>① 技術協力、有償資金協力、無償資金協力については、開発効果向上の観点から、国別の開発課題の分析を踏まえ、3つの援助手法を有機的に組み合わせた戦略的なプログラムの策定を推進する。特に、研修員受入事業に関し、<u>開発効果向上の観点から、原則として協力プログラムに基づくものに限定した実施を推進する。</u>(『基本方針』)</p> <p>② 研修員受入事業に関し、<u>研修員受入手続きの一層の合理化を図るとともに、さらなる経費の縮減に努める。</u>(『基本方針』)</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>■上記「見直し」の理由</p> <p>① 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業は、開発途上国における開発課題の解決のために最適な組み合わせを考へて投入する援助手法(ツール)との位置づけである。また、機構の事業における各案件の協力期間は、必ずしも中期計画・年度計画期間とは一致しないため、これら事業については、援助の戦略性強化に向けた取組として、開発途上国の援助ニーズを踏まえた国別・地域別アプローチの強化や各事業を有機的に組み合わせたプログラム化、それらに基づく評価の取組を推進し、開発効果の増大を図る。研修員受入事業についても、原則として単体で検討するのではなく、プログラムの目標達成に向けた投入要素と位置づけ、各国の協力プログラムに基づく研修案件の形成及び実施を進める必要がある。</p> <p>② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の外部からの指摘も踏まえ、効率的な事業の実施の観点から、引き続き、研修員受入事業に関する手続きの合理化、経費の縮減が求められる。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況</p> <p>○研修員受入事業の事業効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を有識者による平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、23年7月に調査を開始した。本調査は、平成23年度中に報告書が提出される予定であり、同評価結果を踏まえて研修制度や運営方法の改善等について検討を行う方針。</p> <p>また、以下の取組により、研修員受入事業に係る予算を22年度約148億円から23年度約129億円で縮減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修コースのプログラム化に関しては、JICA関係部署による分野課題検討会を開催し、協力プログラムに基づく研修コースの改廃及び更新案を23年7月に決定した。その結果、23年度に更新期限を迎える113件の研修のうち84件の研修に関してはプログラム化の確認を了し、29件の研修については廃止することとした。26年度までには全ての研修コースの改廃が完了する予定。 ・長期研修に関しては、学位の取得を主目的としている長期研修については平成23年度から実施しないことを決定(22年度に実施済)した。また、既に来日中の当該研修員についても、25年度までには全ての研修が終了する予定。 ・国内研修旅行に関しては、広島や京都などの世界遺産の視察のように研修成果に直結しない文化視察的な研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中では実施しないことを決定(22年度に実施済)。また、著しく遠方の地域で研修を行う場合については、研修目的に照らして必要不可欠なものに限定するための仕組みを導入

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期の日本語研修に関しては、日中から夜間の実施に振替えることにより、研修期間を縮減することを決定（導入時期は平成24年1月を予定）。 ・平成24年度以降の国別研修の要望に対し、中進国を対象とする研修については、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償（コストシェアリング）により実施する。 <p>○研修員手当（日額）については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580円から998円に減額998円の積算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費410円、洗濯費205円、通信費166円、交通費217円）、平成23年度に来日する研修員から適用（22年度に実施済）。この結果、22年度に支出した生活費総額約5.4億円が23年度は約3.4億円に削減できる見込み。</p> <p>○技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力に係る一般競争入札の実施については、以下のとおり対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内にタスクチームを設置し、一般競争入札（総合評価落札方式）導入のための検討を開始。現況分析、検討課題の洗出し中（22年度に実施済）。 ・23年度上期には、外部有識者グループの助言を得て制度設計を行う予定。その結果を踏まえ、下期に内部規定等を整備し、23年度内に試行導入を行う予定。 ・関心表明書の提出については平成23年7月1日公示分より廃止済。 <p>■廃止または民営化した場合の問題点</p> <p>当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

（注1）一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	災害援助等協力					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動、その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。 ・ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。 ・ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	800	856	880	880	運営費交付金 の内数
	国からの財政支出額	800	856	880	880	運営費交付金 の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤 ^(注1)	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<p>●国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 迅速かつ効果的な緊急援助活動のため、平時より国際標準を踏まえた訓練・研修を充実させ国際緊急援助隊待機要員の能力維持・向上を図る。(『基本方針』)</p> <p>② 緊急援助隊の活動に必要な資機材・緊急援助物資の一層の充実及び備蓄体制の最適化に努める。</p>					
備考〔補足説明〕	<p>■上記「見直し」の理由</p> <p>国際緊急援助隊については、救助チームが平成21年度に国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)による能力分類(IEC)により最高分類の「重(ヘビー)」級を認定したことも踏まえ、実際の派遣において国際標準を踏まえた能力が発揮できる準備態勢を強化すべく、待機要員向けの訓練・研修の充実が必要である。また、国際緊急援助隊の活動及び緊急援助物資供与に必要な資機材・物資を円滑に調達するために、資機材・物資の整備</p>					

	<p>及び備蓄体制の最適化が必要。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況</p> <p>○国際緊急援助隊・救助チームの中期訓練計画（5ヶ年）を策定、5つの訓練コースを新たに開発・導入することにより訓練を大幅に拡充した。医療チームについては手術機能拡充に向けて機材を選定した。麻酔薬を携行できる体制についても整備し、輸出シミュレーションを実施した。（なお、救助チームについては2010年3月に国際捜索救助諮問グループから最高ランクであるヘビー級に認定された。）</p> <p>■廃止または民営化した場合の問題点</p> <p>当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

(注1) 一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	人材養成確保					
事務及び事業の概要	技術協力、ボランティア事業、市民参加協力事業、災害援助等協力の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	2,876	927	856	550	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	2,876	927	856	550	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤 ^(注1)	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<p>●海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。</p> <p>●ジュニア専門員のOJT研修に関して、機構職員の業務を代替する研修を廃止する。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行うべく、国際協力人材センターにおいて、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」のコンテンツの新規開発、個人・団体向けのサービス拡充、国際協力人材セミナーの改善等を行う。</p> <p>② 援助ニーズに対応した能力強化研修等の実施により、国際協力で活躍する援助人材の能力開発・強化に取り組む。</p>					
備考〔補足説明〕	<p>■上記「見直し」の理由 人材養成確保事業は、「ODAのあり方に関する検討」最終とりまとめ(2010年6月策定)でも、開発協力において日本の存在感を示し、質の高い援助を行っていくためには、開発人材の裾野の一層の拡大として、開発人材の育成の必要性が挙げられている。政府方針を踏まえつつ、国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、業務の見直しに係る具体的措置を進めながら、さらなる開発人材育成の底上げが必要である。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況 【修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化】 ○従来の長期研修制度の抜本的見直しを行い、国・都道府県職員を対象外とした。専門家など本法人の事業への</p>					

	<p>参画が確実な者への限定、研修終了後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化等、具体的なあり方を検討中。新制度に基づいた募集を23年度下期に実施する予定。</p> <p>【ジュニア専門員のOJT研修の廃止】</p> <p>○職員の代替と見なされないよう、従来のジュニア専門員制度の抜本的な見直しを行ない、職員の指導のもとで実務研修を行うほか、海外及び国内の国際協力現場における実習、専門能力強化のための各種講義の受講等を組み合わせるなど、制度のフレームワーク、処遇等、具体的なあり方を検討中。新制度に基づいた募集を23年度下期に実施する予定。</p> <p>■廃止または民営化した場合の問題点</p> <p>当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

(注1) 一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	国民等の協力活動（草の根技術協力事業、開発教育支援）					
事務及び事業の概要	<p>国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするものを促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。</p> <p>ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。</p> <p>(1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修 (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣 (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与</p> <p>ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	3,168	2,242	3,111	2,521	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	3,168	2,242	3,111	2,521	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 <small>(各年1月1日現在。ただし、23年度は4月1日現在)</small>	常勤 ^(注1)	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<p>●草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① <u>NGO-JICA協議会での議論も踏まえ、草の根技術協力事業等において、NGOとの連携強化を促進する。</u> (『基本方針』)</p> <p>② 草の根技術協力事業の成果向上に向けた評価制度の見直しを含む事業運営の改善及び事務手続きの一層の合理化を行う。</p> <p>③ 開発教育支援については、NGOや地方自治体等との連携を強化し、開発教育支援の質的向上に取り組む。</p>					

<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>■上記「見直し」の理由 NGO-JICA協議会として22年度に「開発課題達成のためのNGO・企業・JICA（民間連携）の協働に関する分科会」、「技術協力（1号業務）におけるNGOとの連携に関する分科会」、23年度に「開発教育／国際理解教育に係る連携強化のための分科会」を設置しており、NGO-JICA協議会及び各分科会での議論を踏まえ、草の根技術協力事業の評価方法や事務手続きの改善、開発教育支援の質の向上等に向けたNGOとの連携強化が求められている。また、草の根技術協力事業については、事業の質の向上を図るべく、NGOと協議のうえ、評価制度の見直しを行っており、23年度より試行導入を行った新たな評価手法を本格導入する予定。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況 ○草の根技術協力事業の実施効果を高めるために、評価スキーム見直しタスクフォースを設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。 ○評価スキーム見直しタスクフォースで導き出された提案（NGO等への事前研修の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな終了時評価項目の導入）を試行的に実施に移す（23年度下期）。</p> <p>■廃止または民営化した場合の問題点 当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

（注1）一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	調査及び研究					
事務及び事業の概要	機構が行う各業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	8,313	8,974	6,336	5,844	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	8,313	8,974	6,336	5,844	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤 ^(注1)	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<ul style="list-style-type: none"> ●協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。 ●研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。 					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>[調査]</p> <p>① 協力準備調査については、より競争性・公平性を高めるため、可能な範囲で一般競争入札（総合評価落札方式）への移行を進める。（『基本方針』）</p> <p>[研究]</p> <p>② 政策実施機関としての優位性を発揮し、成果を国際協力の実務に活かすために、機構の経験を活かしつつ援助効果の向上につながるよう企画部門や事業実施部門のニーズに対応した研究を継続・強化するとともに、研究成果のフィードバックに取り組む。（『基本方針』）</p> <p>③ 国際的な援助潮流の議論に影響を与えるべく、研究成果のホームページ等での公開や出版を工夫して行うこと等により、さらなる発信力の強化に取り組む。（『基本方針』）</p>					
備考〔補足説明〕	<p>■上記「見直し」の理由</p> <p>【調査】</p> <p>協力準備調査については、「基本方針」の指摘を踏まえ、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進めることが求められている。</p>					

【研究】

JICA研究所に関する第三者評価委員会（平成23年5月）の提言等を踏まえ、ODAの実施機関として、研究成果をより一層事業に活用するべく、企画部門や事業実施部門のニーズに対応した研究を促進し、その研究成果をJICA事業にフィードバックすることが求められる。また、国際的な援助潮流として、援助効果向上のためのドナー協調の枠組やポスト・ミレニアム開発目標の議論に、我が国の国際協力の知見を踏まえた影響を与えるために、研究成果のさらなる発信力の強化が求められる。

■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況

○協力準備調査の一般競争入札の実施については、以下のとおり対応。

- ・ 機構内にタスクチームを設置し、一般競争入札（総合評価落札方式）導入のための検討を開始。現況分析、検討課題の洗出し中（22年度に実施済）。
- ・ 23年度上期には、外部有識者グループの助言を得て制度設計を行う予定。その結果を踏まえ、下期に内部規定等を整備し、23年度内に試行導入を行う予定。
- ・ 関心表明書の提出については平成23年7月1日公示分より廃止済。

○研究成果に関する第三者評価を行うため、学識経験者、国際機関経験者やNGO関係者など計5名から成る第三者評価委員会を立上げ、研究所設立来2年半の研究成果を対象として第一回会合を23年5月23日に開催した。今次委員会の評価結果・提言（詳細は研究所HPにて公開済）を受けて、今後適切な対応措置を講じていくとともに、引き続き定期的に評価を受けて研究所運営に反映させていく予定。

○アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を推進中。

○研究機関連携については、引き続き内外との共同研究を実施する過程で強化していく方針。特に世界銀行や米国ブルッキングス研究所など開発潮流の形成に強い影響力を有する機関との間での取り組みを積極的に推進する。これまで世銀とは気候変動やアフリカの産業集積に関する共同研究を行い、また、世銀の発行する『世界開発報告書』に対し基礎資料を提供した。ブルッキングス研究所とは、（韓国KOICAとともに）開発効果に関する共同研究を行い、OECD開発援助委員会（DAC）会合において提言を行なった他、成果を英文書籍として発刊。

■廃止または民営化した場合の問題点

当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p> <p>(注) 事業仕分けの指摘を受け、21年度から22年度にかけて予算の3割削減を措置済み。その結果、研究において期待される成果を出すには厳しい予算規模ではあるものの、予算削減前と同等かそれ以上の成果を出すことを目指したい。</p>
---	---

(注1) 一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	無償資金協力事業					
事務及び事業の概要	<p>開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力(政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。)に関する次の業務を行うこと。</p> <p>イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力(機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。)の実施のために必要な業務を行うこと。</p> <p>ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。</p>					
事務及び事業に係る予算額 <small>(注1)</small> (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	610	573	524	290	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	610	573	524	290	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 <small>(各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)</small>	常勤 <small>(注2)</small>	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<p>●新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 技術協力、有償資金協力、無償資金協力については、開発効果向上の観点から、国別の開発課題の分析を踏まえ、3つの援助手法を有機的に組み合わせた戦略的なプログラムの策定を推進する。</p> <p>② 予備的経費の試行的導入に係る評価結果も踏まえつつ、無償資金協力事業への入札参加拡大に引続き取り組む。</p>					
備考〔補足説明〕	<p>■上記「見直し」の理由</p> <p>① 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業は、開発途上国における開発課題の解決のために最適な組み合わせを考えて投入する援助手法(ツール)との位置づけである。そのため、これら事業については、援助の</p>					

戦略性強化に向けた取組として、開発途上国の援助ニーズを踏まえた国別・地域別アプローチの強化や各事業を有機的に組み合わせたプログラム化、それらに基づく評価の取組を推進し、開発効果の増大を図る。

- ② 治安や大幅な物価変動といったリスクが想定される国を対象として、平成21年度から行っている予備的経費の試行的導入を、継続して実施することにより、無償資金協力事業に対する本邦企業の参加を促進し、入札競争性の向上に資することが必要。

■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況

【適正な案件形成】

○外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家により構成され（外務省及びJICAからも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。なお、同会議は震災後関係者間の調整に時間を要したが、10月18日に第1回会議を開催予定。

○また、本年1月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中のPDCAサイクルの強化の一環として、JICAにおいて実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を従来以上に入念に確認し、成果指標を定量化する取組を可能な限り実施。

【事後評価の質の向上】

○事後評価については、国際的に採用されているODA評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができると見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して深く掘り下げた分析を行うこととし（例えば、貧困層に対する事業効果等）、平成22年度着手分（23年度公表）より開始した。これにより、類似案件の形成やさらなる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に取り組んでいる。平成23年度においても同方法を継続して実施する。

■廃止または民営化した場合の問題点

当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。
---------------------------------	---

(注1) 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算は計上しておらず、運営費交付金のうち、無償資金協力事業実施促進のための業務に必要な経費を計上している。

(注2) 一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際協力機構				府省名	外務省
事務及び事業名	有償資金協力事業					
事務及び事業の概要	<p>有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。)に関する次の業務を行うこと。</p> <p>イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業(これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。)の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</p>					
事務及び事業に係る予算額 <small>(注1)</small> (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額					
	国からの財政支出額					
事務及び事業に係る職員数 <small>(各年1月1日現在。ただし、23年度は4月1日現在)</small>	常勤 <small>(注2)</small>	1,664人	1,664人	1,664人	1,664人	-
	非常勤	人	人	人	人	-
「基本方針」での指摘	<p>●新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 政策優先度の高い分野への積極的な円借款供与を行う観点から適切かつ迅速な形成に努める。</p> <p>② <u>海外投融資のパイロットアプローチを適切に実施し、開発効果の高い新規事業の形成・採択に向け取り組む。</u> (『新成長戦略』、『新成長戦略実現 2011』)</p> <p>③ 技術協力、有償資金協力、無償資金協力については、開発効果向上の観点から、国別の開発課題の分析を踏まえ、3つの援助手法を有機的に組み合わせた戦略的なプログラムの策定を推進する。</p>					

備考〔補足説明〕

■上記「見直し」の理由

- ① 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款供与を促進するべく、円借款の効果的・効率的かつ迅速な実施が求められている。
- ② 海外投融資については、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（『国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。』）を受けた新成長戦略実現 2011（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）において、パイロットアプローチ（＝具体的案件の実施を通じて【1】新実施体制の検証・改善と【2】案件選択ルールの詰めを実施）の下での平成 22 年度内の再開が決定されたが、本格実施に向けて、パイロットアプローチを適切に実施していくことが求められている。
- ③ 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業は、開発途上国における開発課題の解決のために最適な組み合わせを考えて投入する援助手法（ツール）との位置づけである。これら事業については、援助の戦略性強化に向けた取組として、開発途上国の援助ニーズを踏まえた国別・地域別アプローチの強化や各事業を有機的に組み合わせたプログラム化、それらに基づく評価の取組を推進し、開発効果の増大を図る。

■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘に対する対応状況

【適正な案件形成】

○外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO 等からの専門家により構成され（外務省及び JICA から出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。なお、同会議は震災後関係者間の調整に時間を要したが、10 月 18 日に第 1 回会議を開催予定。

○また、本年 1 月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中の PDCA サイクルの強化の一環として、JICA において実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を従来以上に入念に確認し、成果指標を定量化する取組を可能な限り実施。

【事後評価の質の向上】

○事後評価については、国際的に採用されている ODA 評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができると見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して深く掘り下げた分析を行うこととし（例えば、貧困層に対する事業効果等）、平成 22 年度着手分（23 年度公表）より開始した。これにより、類似案件の形成やさらなる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に

	<p>取り組んでいる。平成 23 年度においても同方法を継続して実施する。</p> <p>■廃止または民営化した場合の問題点 当該業務は独立行政法人国際協力機構法において機構の目的を果たすために行うべき業務として定められており、国の政策に基づき政府開発援助を実施するうえで必要不可欠であるため、廃止や民営化は不適當。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>限られた予算の中で、事業を効率的・効果的に実施する結果、全体としてコスト削減が見込まれる。</p>

(注 1) 有償資金協力の予算については、独立行政法人国際協力機構法第 16 条に基づき、中期計画の記載対象外。

(注 2) 一人の職員が複数の事業を担当することが通常であり、事務・事業ごとの人員管理は行っていないため、機構全体の職員数を記載。

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名	国際協力機構
-----	--------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要財産について、現物又は譲渡収入による国庫納付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分所有の保有宿舍に関して、平成22年度売却予定物件51戸については売却手続き終了した(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。平成23年度売却予定物件38戸については、東日本大震災の避難先候補として提供していたが、候補の指定から解除され、現在売却手続き中。 ● 勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。 ● 平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。 ● 広尾センターについては、24年度以降の国庫納付及び機能移転について決定済(24年9月を目処に移転予定)。詳細方針につき、関係者との調整に着手(22年度に実施済)。移転方針を策定し、設計・工事調達を行う(23年度以降)。 ● 個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行っていく。 	<p>区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。(22年度以降実施)</p> <p>勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。(23年度中に実施)</p> <p>広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。(24年度以降実施)</p> <p>本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。(22年度以降実施)</p> <p>施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。(23年度以降実施)</p> <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ 本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 内外の環境の変化を踏まえつつ、より事業の効果を高めるために、本部のみならず海外拠点や国内拠点を含む中期的な組織体制の見直しについて検討を進める。 ● 海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能を強化し、効果的な事業実施に資するために、各国の状況に応じた現地職員の活用を促進することや、本部からの在外支援体制の強化等も含め、海外の現場機能の総合的な強化に取り組む。 ● 国内拠点については、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上国における課題解決に貢献するとともに、地域の発展にも国際協力を通じて貢献し、国際協力に対する国民の支持と参加を得るべく、機能強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止に関して、ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖(22年度に実施済)。 ● 麻布分室は、23年度中の施設処分のため、施設の売却入札及び研修機能移転に向けて準備・手続きを進める。 ● 大阪・兵庫の統合について決定済。詳細方針につき、関係者との調整に着手。北海道2拠点については地元との調整に着手(22年度に実施済)。大阪・兵庫の統合に向けて設計・工事調達を進める。北海道2拠点についてはJICAとして地元との調整を進める。東京・横浜についてもあり方について検討を行う(23年度以降)。 ● 外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び日本政府観光局が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している28箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。 	<p>ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。(23年度中に実施)</p> <p>ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。(22年度中に実施)</p> <p>麻布分室を処分する。(23年度中に実施)</p> <p>国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。(23年度以降実施)</p> <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
			<p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	<p>●調達・契約制度については、企画競争の審査の透明性向上等の調達制度改善及び随意契約等の見直しに関し、引続き組織的な取組を実施する。</p>	<p>●随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取組を実施済。</p> <p>1. 競争性のない随意契約に係る網羅的点検 平成21年度に競争性のない随意契約となった約1,000件の契約について、契約監視委員会でその妥当性を網羅的に点検。約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下のとおり。 (1) 契約取引の対象とすることがふさわしくないもの(1割) 国際約束等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等 (2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割) 事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システムの運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。</p> <p>2. 競争性の向上 (1)事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則競争入札を導入。 (2)技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意思確認公募)を導入(約120件)。 (3)在外における物品購入等に、見積競争への移行を推進。(20年度比で約110件の増) (4)コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。 ア 登録制度廃止 ・JICA独自の登録制度を廃止し、国の制度(全省庁統一資格)を準用する制度とした。 イ 公告期間の改善(業務実施契約) ・公示から開心表明まで7日間から9日間に延長し、プロポーザル作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。 ウ プロポーザル作成の負担軽減 ・プロポーザル提出時、すべての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。 ・国内技術者の積極的な活用のため、プロポーザル評価時に国内経験を考慮し、語学証明書の必備を撤廃した。 ・プロポーザル作成時点で、業務主任者の配置期間を具体的に明示することができず、応募を断念するケースが多いことから、業務主任者と副業務主任者とがグループとして業務管理する制度を導入し、プロポーザル作成時における要員配置の要件を柔軟化した。 ・業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、役務提供契約及び業務実施契約簡易型では、業務期間が重複しても2案件まで応募が可能とした。</p>	<p>「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。(23年度以降実施)</p> <p>各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。(23年度から実施)</p> <p>日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。(24年度から実施)</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
		<p>(金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 85,960,936千円(87.3%)、競争性のない随意契約 12,469,087千円(12.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 3,361件(72.7%)、競争性のない随意契約 1,265件(27.3%)</p> <p>●法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p> <p>●JICAボランティア訓練・研修支援業務に関し、締結済みの委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、JICA職員、JICA語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした(22年度に実施済)。本見直しの結果、平成23年度契約では駒ヶ根及び二本松の両訓練所に各13名ずつ配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を各2名ずつ削減した。次回契約相手方を選定する平成25年度には、効率性と競争性を高めるため、業務内容及び入札参加要件の抜本的見直しを24年度上期までに行う。</p> <p>●建物管理契約について、契約相手方を切り替える時期が到来する国内機関から順次一般競争入札(総合評価落札方式)に移行(平成22年度下半期～)。</p> <p>●また、横浜国際センターにおいて建物管理契約における契約単位の分割化の試行と検証を行った(入札結果の検証は終了、サービスの質の検証は契約期間満了まで(平成25年度))。加えて、23年度以降に一般競争入札(総合評価落札方式)に移行する国内機関の中から1ヶ所選定し、横浜国際センターと同様の分割化の試行と検証を行う予定。</p>	<p>技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争(プロポーザル方式)の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。(23年度から実施)</p> <p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
② 契約に係る情報の公開	●国際協力機構との間に一定の関係がある法人と契約をする場合には、機構からの再就職の状況、機構との取引等の状況等、透明性の向上に向けた情報公開に引き続き努める。	<p>●「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、JICAにおいて役員を経験した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあつては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及びJICAにおける最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をHP上に公表することとした(22年度に実施済)。</p> <p>●平成22年11月公示分から導入済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役職員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一的指針及び左記具体的内容に基づいた制度を整備し、公表を行う。</p>	<p>国際協力機構との間に一定の関係がある法人(機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人)と契約をする場合には、機構からの再就職の状況(氏名・役職及び機構における最終職歴等)、機構との取引等の状況(直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札(応募)か否かの情報等)を公開するなどの取組を進める。(23年度から実施)</p> <p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	(24年度以降に対応の予定なし)	<p>●財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ(税制上の優遇措置を返上)、同申請により課税対象外とされていた平成19年度以降の受託業務に係る法人税等として3.2億円を内部留保から国庫等に返納した(平成23年2月)。</p> <p>●各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取する(平成23年度)。</p>	<p>関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。(23年度から実施)</p> <p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
④ 調達の見直し	<p>●事務・事業の見直し基本方針等の指摘に基づく見直し(一般競争入札(総合評価落札方式)の導入、情報公開の徹底)や、コンサルタント等契約の制度改善(外部審査の導入、積算基準改訂等)を確実に定着させる。</p> <p>●「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)及び「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)を踏まえ、サービスの質を維持・向上しつつ、調達事務の一層の簡素化・効率化を図る。</p>	<p>●政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。</p> <p>●公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に官民競争入札等を導入している(評価対象期間:平成21年度から23年度)。両案件とも平成21年度と平成22年度は、所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現しており、平成23年度も同様の取り組みを継続する。</p> <p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、平成23年度より以下の取組みを進める。</p> <p>①一者応札・応募や実質的な競争性の確保について、第三者(契約監視委員会)において点検・審議を行い、制度改善に反映させる。</p> <p>②競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を整理し、ガイドラインを作成する。</p> <p>③コンサルタント等契約の企画競争について、外部審査委員制度を導入するなど透明性の一層の向上を図る。</p>	<p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	<p>●外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。</p> <p>●勤務地限定制度や職務限定制度等を一層活用し、給与水準の適正化に引き続き努める。</p>	<p>●勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。</p> <p>●在勤手当の見直しについては、外部有識者で構成されるアドバイザー・グループを設置し、22年度中に2回の検討会を開催した。最終の「検討会」(平成23年7月26日開催)を踏まえ、現在、見直し方針の取りまとめ作業中。</p> <p>●各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p> <p>●監事監査、独法評価委員会において人件費総額の削減状況、対国家公務員指数の引下げにつきチェックが行われている。</p>	<p>ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げするため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。(22年度から実施)</p> <p>外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。(22年度中に実施)</p> <p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
		<p>●日本国際協力センターへの委託業務については、専門家等派遣支援業務を直営化(平成23年4月)。研修監理業務を直営化するため、業務内容・移行手順等に係る調整・協議を日本国際協力センターと実施中(平成24年1月以降実施予定)。</p> <p>●本部運営体制の見直しについては、全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の研究所への移転につき決定済。詳細検討中。</p>	<p>財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。(23年度から実施)</p> <p>本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費削減を図る。(23年度以降実施)</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
② 管理運営の適正化	<p>● 法人が実施する業務の特性を踏まえ、各種事務手続きの簡素化やシステム改善等により、合理的な範囲で業務運営全体の効率化に取り組む。</p>	<p>● JICAボランティア訓練・研修支援業務に関し、締結済みの委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、JICA職員、JICA語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした(22年度に実施済)。本見直しの結果、平成23年度契約では駒ヶ根及び二本松の両訓練所に各13名ずつ配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を各2名ずつ削減した。次回契約相手方を選定する平成25年度には、効率性と競争性を高めるため、業務内容及び入札参加要件の抜本的見直しを24年度上期までに行う。</p> <p>● 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。</p> <p>● 給与振込経費は必要最小限に抑えている。</p> <p>● 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。</p> <p>● 海外出張旅費は国家公務員に準拠している。</p> <p>● 事業費等については、事業実施段階において、事業(プロジェクト)計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。</p> <p>● 平成23年度中に、予定価格積算の考え方と事例集を取りまとめ、予定価格の適正性の向上を図る。</p> <p>● 内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行っている。平成21年度においては、本部、国内機関、在外事務所、有償資金協力勘定の資産を対象として内部監査を行い、重要な法令違反や見逃している重大な事務リスク等はなかったと報告されている。</p>	<p>二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。(23年度以降実施)</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○ 事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
5. 自己収入の拡大	<p>● 従来からの技術協力等の業務の遂行に支障のない範囲内で、可能な限り、先方政府や国際機関負担の業務を実施すること等を通じて引き続き自己収入の確保に努める。</p>	<p>● 本法人は、検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等により自己収入を得る事業は実施していない。</p> <p>● 国際協力を行うNGO等に対して配慮しつつ、寄附の増加に努めている。</p> <p>● JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいるものではないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。</p>	<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○ 協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
6. 事業の審査、評価	<p>● 評価の適切な実施及び得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。</p> <p>● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法に取り組む。</p>	<p>● 外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家により構成され(外務省及びJICAからも出席)、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。</p> <p>● JICA事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。課題別研修(課題別研修の新規・更新案件にかかる検証のため、課題別研修第三者検証委員会を平成19年度から設置済)、研究(研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指し、第三者評価委員会を平成23年5月に設置済)、草の根技術協力(草の根協力支援型・草の根協力パートナー型)(提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定)、事業評価(一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を平成22年7月に設置済)。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
		<ul style="list-style-type: none"> ●平成22年9月から事業評価の情報をホームページ上で検索するためのデータベースを構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるようデータベース上への情報蓄積と公開を行っている(平成22年度実施済)。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。 ●また、事業評価に関する情報共有を強化するため、評価部門と事業実施部門との連絡会の設置などの取組を行っている。 ●国際協力や評価に関する外部専門家で構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につきアドバイスを受けた(平成22年度実施済)。平成23年度も同委員会を通じ、継続してアドバイスを受ける。 	<p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p> <p>援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。</p>
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ●人間の安全保障の視点を重視し、「貧困削減」「平和への投資」「持続的な経済成長の後押し」を重点分野とし、政府の政策や援助方針を踏まえた取組を継続する。 ●機構の知見の積極的な対外発信による国際社会への知的貢献を進めるとともに、新興ドナーを含む他ドナーとの援助協調を促進する。 ●民間企業、NGO、大学、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。 ●国民の理解促進の観点から、引き続き効果的な広報の実施に努める。 		<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のもののうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人国際交流基金			府省名	外務省		
沿革	昭和 47.10 国際交流基金（特殊法人）として設立 → 平成 15.10 独立行政法人国際交流基金として設立						
中期目標期間	第 1 期：平成 15 年 10 月～18 年度 第 2 期：平成 19 年度～23 年度						
役員数及び職員数 (平成23年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	6 人（2 人）	3 人（0 人）	3 人（2 人）	216 人		0 人	
年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	13,049	12,892	12,569	12,851	13,032	13,212
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	13,049	12,892	12,569	12,851	13,032	13,212
	うち運営費交付金	13,049	12,892	12,569	12,851	13,032	13,212
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	0	0
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
うち政府出資金	0	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	17,121	17,757	17,149	16,868	18,112	-	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	△508	△1,040	△1,381	△2,436			
発生要因 見直し内容	サブプライム問題に端を発する世界同時不況等の影響による円高の結果、保有する外貨建債券に係る為替評価差損が発生、累積した。						
	外貨建債券を含む運用については、これまでも運用益を充てて実施すべき事業の外貨建て支出分のごく一部分に対応する規模に限定した上で、外部有識者からなる「資金運用諮問委員会」の意見を受けて慎重に行ってきたが、次期中期目標期間においても引き続き、経済情勢等を見据えた上で慎重な運用に努める。						
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	321	571	1,346	1,111			
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	16,601	15,616	13,851	13,979	(見込み)	16,244	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「文化芸術交流の促進」において、海外に重点化した事業の実施により、22 年度予算において対前年度▲50 百万円。 「海外日本語教育、学習への支援及び推進」において、関西国際センターの研修事業及び海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減により、平成 23 年度予算において対前年度▲76 百万円。 「国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援」において、広報関係予算の削減により、23 年度予算において対前年度▲20 百万円。 						

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 22 年度実績)</p>	<p>(1) 22 年度の業務実績においては、外務省独立行政法人評価委員会から、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った各事業分野における事業実施、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成 21 年度業務実績評価の指摘事項をふまえた改善努力等、総じて順調な取り組みが行われている旨評価を受けている。特に、一般管理費の削減状況は、中期計画の数値目標を上回る水準で推移しており、人件費（総人件費改革対象分）についても削減目標を超える達成状況である。以上のことから、業務運営の効率化については、現行中期目標をおおむね達成できる見込みであると言える。</p> <p>【主な目標数値と 22 年度実績値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費：対 18 年度比 15%程度減 → 22 年度実績値 18.4%減 ・ 人件費：対 17 年度比 6%以上削減 → 22 年度実績値 8.6%減 ・ 業務経費：毎事業年度 1.2%以上削減 → 22 年度実績値 3.8%減 <p>(2) また、平成 21 年 11 月及び平成 22 年 4 月に行われた行政刷新会議による事業仕分けの指摘事項、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関し、平成 22 年度末までに必要かつ適切な対応をとっている。</p>
--	--

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際交流基金			府省名	外務省	
事務及び事業名	文化芸術交流の促進					
事務及び事業の概要	<p>文化人、専門家、芸術家等を派遣・招聘することにより、多種多様な日本文化の等身大の姿の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する。</p> <p>具体的な事業は、日本文化紹介のための人物の派遣、文化人の招へい、文化協力、造形美術交流、舞台芸術交流、映像出版交流等。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	2,261	2,430	2,301	2,632	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	1,972	2,238	2,186	1,967	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	32人	30人	27人	26人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
「基本方針」での指摘	海外に重点化した事業の実施(22年度から実施)					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【基本方針】での指摘事項への対応 22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や現地の事情・必要性を踏まえた、対日関心の喚起と日本理解の促進に資する事業を効果的に実施していく。 ● より大きな事業効果を得るための国内外の機関・団体との協力・連携を強化・推進する。 ● 文化芸術交流事業を通じ、諸外国と東日本大震災の記憶や経験を共有すると共に、復興に向かう日本の魅力を伝え、もって震災で傷ついたジャパンプランドの復活・強化を図る。 					
備考〔補足説明〕	<p>外務省独立行政法人評価委員会の第二期中期目標期間に係る暫定評価において、次期中期目標期間に向けた課題として、「文化芸術事業の重点化に加え、日本との関係が薄い地域において対日関心を高めるとい文化芸術交流事業の役割にも留意しつつ、地域・国別戦略に基づく事業スキームの効果的な組み合わせにより、総合的な文化紹介事業をさらに強化する必要がある」及び「日本から海外への日本文化『紹介』型事業のみならず、事業実施地での相手国の国民との交流や参加を得る事業も引き続き実施していくことが重要である」旨の指摘を受けたことを踏まえ、事業の効果が及ぶ対象をより意識した事業企画、より多くの人に効果を及ぼすための内外の機関・団体との連携を一層強化する。</p>					

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>平成 22 年度予算において対前年度▲50 百万円。</p>
---	-----------------------------------

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際交流基金			府省名	外務省	
事務及び事業名	海外日本語教育, 学習への支援					
事務及び事業の概要	日本と各国の国際交流の基礎となる人材を拡充すべく, 海外における日本語の普及を効果的に促進する。 具体的な事業は, 日本語教育促進(専門家派遣, 講座助成等), 日本語能力試験, 日本語教育ネットワーク強化, 日本語教師・学習者(外交官・公務員, 研究者)訪日研修, 教材の開発等。					
事務及び事業に係る予算額 (単位: 百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	3,945	4,525	4,528	5,073	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	3,215	3,395	3,229	4,083	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在, だがし, 23年度は4月1日現在)	常勤	35人	35人	39人	39人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
「基本方針」での指摘	<p>① 関西国際センターの研修事業規模の縮減(23年度中に実施)</p> <p>② 海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減(23年度中に実施)</p> <p>③ 研修員手当の現金支給の原則廃止(23年度中に実施)</p> <p>④ 日本語能力試験の自己収入の拡大(23年度中に実施)</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【基本方針】での指摘事項への対応</p> <p>① 23年度において, 関西国際センターが実施している日本語研修のうち, アジアユースフェロシップ(高等教育奨学金訪日研修), 在日外交官研修プログラムを廃止した(23年度予算において対前年度52,194千円減)。また, 研修プログラムについて横断的に, 研修補助費(交通費等)の減額, 配布教材費の削減等を行った(23年度予算において対前年度2,630千円減)。</p> <p>② 23年度において, 日本語国際センターが実施している教師研修のうち, 博士課程の新規採用を行わず, 修士課程の新規採用を半減(4名)とした(23年度予算において対前年度11,776千円減)。また, 研修プログラムについて横断的に, 研修補助費(交通費等)の減額, 配布教材費の削減等を行った。</p> <p>③ 23年度において, 食費の一部を除き, 研修手当の現金支給は廃止し, 研修補助費(交通費等)をICカードにより支給する, 図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った(23年度予算において対前年度10,468千円減)。</p> <p>④ 22年度については黒字を維持した(収入623,210千円, 支出597,931千円)。23年度は引き続き黒字の維持と, 自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い, 第1回試験(7月)は新規に17都市, 第2回試験(12月)は新規に11都市での実施を予定。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語教育の海外普及のための中長期的な地域・国別方針に基づく事業と, EPAに関わる日本語研修事業等の政策的要請に応える事業の的確な実施に必要な人員体制を確保するとともに, 業務効率化努力を継続する。 ● 対日理解拡大の効果が大きい若年層, 初学者に対する日本語学習促進・支援を中心に, 情報技術の活用や官民連携による取り組みを強化する。 ● より大きな事業効果を得るため国内外の機関・団体との協力・連携を強化・推進する。 					

<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>外務省独立行政法人評価委員会の第二期中期目標期間に係る暫定評価において、「日本語事業分野においては、引き続き『推進型』の事業を実施していくとともに、経済連携協定（EPA）に係る看護師・介護福祉士候補者に対する日本語教育の実施等、外交政策上の必要性による従来とは異なる形態の事業が求められる中、効果的・効率的な事業実施のための優先性を検討する必要がある」旨の指摘を受けたことを踏まえ、海外の日本語普及・発展に資する事業を、中長期的観点から地域・国別に実施しつつ、政策上の必要性から生じる事業の実施にも着実に対応しえる体制を構築する。また、事業目的や効果を損なわないよう留意しつつ適切な受益者負担の設定を行う。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>① 平成 23 年度予算において対前年度▲55 百万円。 ②・③ 平成 23 年度予算において対前年度▲21 百万円。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際交流基金				府省名	外務省
事務及び事業名	海外日本研究及び知的交流の促進					
事務及び事業の概要	<p>諸外国の特に有識者における対日理解の基礎となる海外の日本研究の促進と各国の日本の有識者間における相互理解の深化と、国際的な課題解決に向けて貢献する知的交流の促進。</p> <p>具体的な事業は、日本研究機関支援、日本研究フェローシップ、日本研究ネットワーク強化、知的リーダー交流、知的交流会議・共同研究等促進、人材育成グラント等。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	2,294	2,431	2,602	2,706	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	1,336	1,411	1,479	1,331	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	26人	26人	26人	27人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
「基本方針」での指摘	知的交流の効果的な実施(22年度から実施)					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【基本方針】での指摘事項への対応 招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長期的な視点による対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、日本研究支援及び共通の関心テーマに沿った知的交流を実施していく。 ● より大きな事業効果を得るため国内外の機関・団体との協力・連携を強化・推進する。 ● 東日本大震災後に高まった日本に対する国際関心・連帯意識をより深い日本理解につなげると共に、震災の経験を国際社会と共有し、もって防災や災害復興面での国際貢献に資する対話交流事業を実施する。 					
備考〔補足説明〕	<p>外務省独立行政法人評価委員会の第二期中期目標期間に係る暫定評価において、次期中期目標期間に向けた課題として、「日本研究分野においては、重点国を設定し量的重点化を行ったが、重点国とのバランスを考慮しつつ、日本研究の拠点となる機関がない国において日本研究の芽を育てることも重要である」及び「知的交流分野においては、(事業の対象国・対象者の)関心の高いテーマに関する付加価値ある事業を今後とも実施していくことにより、各国における対日関心を高めていくことが求められる」旨の指摘を受けたことを踏まえ、地域・国別の事業方針を引き続き策定し、中長期的な戦略的のもとで事業を実施していく。</p>					

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>事業費用の効率化に資する。</p>
---	----------------------

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際交流基金		府省名	外務省		
事務及び事業名	国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援					
事務及び事業の概要	日本の文化や国際文化交流に関する情報の収集及び提供（ライブラリーの運営を含む）、国際交流基金の広報、国際文化交流に貢献した者に対する顕彰事業等。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度（要求）
	支出予算額	492	505	591	952	運営費交付金の内数
	国からの財政支出額	428	401	491	460	運営費交付金の内数
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	12 人	14 人	10 人	10 人	-
	非常勤	0 人	0 人	0 人	0 人	-
「基本方針」での指摘	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報関係予算の削減（23 年度中に実施） ② 国内における地域交流事業の廃止（23 年度中に実施） ③ 情報ライブラリーの利用者数の増大（22 年度から実施） 					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【基本方針】での指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機関誌（『をちこち』）のウェブ化は 22 年度までに実施済み。23 年度は、実施事業記録のための DVD 映像資料作成を重要事業に限定する等により一般広報費等の効率化を図っている。 ② 23 年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加（ブース出展及びセミナー等の開催）を取りやめることを決定した。 ③ 22 年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、（ア）利用者ニーズに応じた開館時間の変更、（イ）ライブラリーの蔵書を活用した展覧会の開催、（ウ）基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。22 年度の利用者数は前年度より 1,400 名程度増加（7.5%増）したが、23 年度も引き続きライブラリーの広報強化により利用者数の更なる拡大に努める。 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化交流の意義と重要性について幅広い国民に提示し、非政府団体を含む民間セクターの参画を促すため、ITメディアの活用を含め効果的・効率的な広報を実施していく。 					
備考〔補足説明〕						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 23 年度予算において対前年度▲20 百万円。 ② 平成 23 年度予算において対前年度▲1 百万円。 					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国際交流基金					府省名	外務省
事務及び事業名	その他						
事務及び事業の概要	海外事務所の運営，京都支部の運営，国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業						
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)	
	支出予算額	5,073	4,671	4,333	4,390	運営費交付金の内数	
	国からの財政支出額	3,419	2,792	3,158	3,046	運営費交付金の内数	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在，ただし，23年度は4月1日現在)	常勤	72人	73人	73人	68人	-	
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-	
「基本方針」での指摘	海外事務所の事業の効率化（23年度中に実施）						
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>【基本方針】での指摘事項への対応</p> <p>海外事務所に対し，事業計画を立てる際に在外公館と協議するよう指示すると共に，基金本部と当省との間で事業計画を共有し，年度計画作成時に事業に重複のないことを確認している。海外事務所と在外公館の間では，概ね月1回以上の頻度で連絡会議を行っており，23年度事業計画作成時には，事業の重複を回避し相乗効果を発揮すべく，各事務所において在外公館との調整を行った。また，基金本部と当省間においても，事業計画の照合を行った。</p> <p>関係機関が連携し，事業の相乗効果を高める方策として，様々な国で行われるジャパンフェスティバルやジャパンウィーク等の大きな催事の際に基金海外事務所と在外公館，及び他の機関が協力して事業を実施している。例えば，23年度事業では，フランスのパリにおける「Japan Expo」，インドネシアにおける「ジャカルタ日本祭り2011」等において，要人を招待するオープニングイベント及びクロージングイベントは，在外公館が現地政府機関の協力も得て実施し，国際交流基金は広く一般を対象とする展覧会や公演等を開催して，多様な日本文化を紹介する事業を行う等，各機関の役割に応じ，相乗効果が高まるよう連携している。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外事務所の機能の明確化と有効活用及び効率化に向けた取組みを継続する。 ● 外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所設置について検討する（これには，海外事務所が存在しない国・地域における対応等の検討を含む）。 						

<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>外務省独立行政法人評価委員会の第二期中期目標期間に係る暫定評価において、次期中期目標期間に向けた課題として、「基金の海外事務所は、オール・ジャパンとして在外の文化発信拠点の効果的・効率的な活用を図る観点から機能と役割を明確化すべきであり、機能面においては外交政策を踏まえた一貫した国際文化交流事業の実施及び交流のネットワーク拠点となることが重要である」、「海外事務所の現地職員の効果的な活用等を通じた各種経費の適切なコントロールが必要である」及び「基金の海外事務所数は、先進諸外国と比べ極めて少なく、また、アジアの新興国が海外における活動を強化していることから、拡充のための何らかの措置が必要である」旨の指摘を受けたことを踏まえ、海外事業実施の拠点となる海外事務所の更なる有効活用と効率化に向けた取り組みを継続すると共に、必要な事務所の設置について検討する。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>事業費用の効率化に資する。</p>

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名 国際交流基金

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]
1. 不要資産の国庫返納	<p>① 運用資金(基金)の国庫返納 国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に(23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて)34,209,350千円を国庫納付済み。</p> <p>② 不要資産の譲渡収入等 国庫納付を求められた766,181千円について更なる検証を行い、6,760千円を追加納付することとし、22年度中に(23年2月17日に)772,941千円を国庫納付済み。</p> <p>③ 不要な区分所有宿舍の国庫納付 職員宿舎については、職員数、年間の海外赴帰任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づいた必要数を精査し結果をとりまとめたので、それに基づき、不要宿舎を処分の予定。</p> <p>④ その他の資産の見直し 個別に措置を構図すべきとされた職員宿舎以外は現状で不要な資産は保有していないと考えているが、その他の資産も対象に、自主的な見直しを不断に行っていく。</p>	
2. 事務所等の見直し	<p>① 北京事務所及びバンコク事務所の共用化等 バンコクにおいては23年6月、北京においては8月に、国際観光振興機構の事務所が基金の現行の事務所入居ビルに移転した。</p> <p>② 海外事務所他機関との共用化等の検討 22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた、独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意した。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している20箇所について、共用化の可能性について個々の情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。</p> <p>③ 事務所等の運営にかかる経費の削減 本部事務所については、平成20年度中の本部移転により、以下のとおり、借料の大幅削減を達成しているが、平成24年度に向け、引き続き市況を踏まえた交渉を行っている。 ・平成18年度実績額653,364千円 ・平成23年度予算額409,214千円(対平成18年度実績削減額▲244,150千円、削減率▲37.4%)</p>	

(参考)基本方針の関連部分
日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金(基金)342億円を国庫納付する。(22年度中に実施)
不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分(8億円)を国庫納付する。(22年度中に実施)
職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。(23年度中に実施)
○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。
北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。(23年度中に実施)
北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。(22年度中に実施)
○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

	<p>京都支部についても、従前より引き続き運営の効率化と経費節減の取組みに努めている。特に事務所借料については、平成20年度中の移転により、以下のとおり、大幅削減を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度実績額20,343千円 ・平成18年度実績額10,448千円 ・平成23年度予算額 4,634千円（対平成15年度削減額▲15,709千円、削減率▲77.2%） （対平成18年度削減額▲5,814千円、削減率▲55.7%） <p>日本語国際センター及び関西国際センターについては、運営方法、コスト等の不断の見直しを行うとともに、施設・設備の適切な運営、改修に努めている。</p> <p>職員宿舎については、職員数、年間の海外赴任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づいた必要数精査の結果をとりまとめたので、それに基づき、不要宿舎を処分する予定。</p>		<p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	<p>22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、随意契約件数比率の低下を実現した。</p> <p>契約における競争性を確保するため以下の措置を講じているところであり、今後も引き続き実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 適正な公告期間の確保 イ. 仕様の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成 ウ. 仕様の汎用性拡大 エ. 分割調達の見直し オ. 評価基準の可視化 カ. 競争参加資格の拡大 		<p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	<p>「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約に係る情報は全て公表してきている。また、基金において管理または監督の地位にある職を経験した者が役員等として再就職して、かつ総売上高等に占める基金との取引高が相当の割合である法人と契約する場合には、当該法人との間の取引等の状況についての情報を、23年度中に公開することを検討している。</p>		<p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	<p>関連公益法人に対する業務委託については、その妥当性につき厳正な見直しを行うとともに、競争性のある契約への移行を進めてきた結果として、22年度において独立行政法人会計基準に定める関連公益法人等に該当する法人は存在しない。</p>		<p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>

<p>④ 調達の見直し</p>	<p>① 調達におけるコスト縮減 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)に基づく共同調達の対象品目、発注仕様、入札参加資格、事務コスト等についての政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討する。</p> <p>② 官民競争入札等の積極的な導入 23年度の日本語国際センターの施設管理・運営業務を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札とし、経費の削減を図った。24年度は、本業務のほか、関西国際センターの施設管理・運営業務等についても民間競争入札の導入を予定している。</p> <p>③ 「公共サービス改革基本方針」に沿った調達の効率化 従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電を始めとする光熱水料に係る経費節減、各種事業における受益者負担の更なる適正化等による、調達の効率化や経費の削減を図っている。今後も、随意契約及び一者応札ならびに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ることで、調達の一層の改善を推進する。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	<p>① 在勤手当の見直し 外部有識者による検証、在外給与水準の調査等を踏まえ、在勤手当の見直しの方向性について取りまとめを行ったところであり、今後、外務省及び関連府省等と協議のうえ、見直しの結果を反映させる。</p> <p>② 給与水準 17年度以降、以下の取組みにより、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)を着実に低下させてきた。 ア. 平成18年12月に制定した新しい給与制度で以下の施策を導入 (ア)本俸月額引下げ:平均▲5.8%(国家公務員の平均引下げ率▲4.8%から▲1.0%さらに引下げ) ⇒全体の給与水準の引下げ (イ)年次昇給の割合を引下げ、年功序列から職責・能力・評価に応じた昇給を重視する等級・職階制を導入 ⇒高年齢者層の給与水準の引下げ (ウ)基本給連動の年功的役職手当の定額化 ⇒平均役職手当額の引下げ (エ)役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置) ⇒高年齢者層の給与水準の引下げ イ. 国家公務員における措置を越える給与抑制・削減措置 (ア)管理職員の賞与支給率を国家公務員より低く抑える(19年度、22年度追加) (イ)国家公務員で行われた若手職員の俸給表増額を実施せず(19年度) (ウ)役職定年制の導入(20年度) (エ)国家公務員に新設の「本府省業務調整手当」にあたる手当は導入せず(21年度) (オ)給与制度移行に伴う現給補償の打ち切り(21年度)</p> <p>19年度における総務省とりまとめの「独立行政法人の役職員の給与等の水準」の公表時に設定した平成22年度における達成目標値(対国家公務員指数:123.2、地域・学歴換算指数:104.7)を平成21年度において達成(対国家公務員指数122.0、地域・学歴換算指数101.7)した。平成22年度においては、指数はさらに低下した(対国家公務員指数:120.5、地域・学歴換算指数:100.2)。</p>

<p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>
<p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>
<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的な方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>
<p>外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。(22年度中に実施)</p>
<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>
<p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>
<p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>

② 管理運営の適正化

- ① 日本語国際センター、関西国際センター設置・運営にかかる国費縮減
23年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減(4名)とした(23年度予算において対前年度11,776千円減)。また研修プログラムについて横断的に研修補助費(交通費等)の減額、配布教材費の削減等を行った(23年度において対前年度10,468千円)。
関西国際センターが実施する日本語研修については、アジアユースフェロースhip(高等教育奨学金訪日研修)、在日外交官研修プログラムを廃止した(23年度予算において対前年度52,194千円減)。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費(交通費等)の減額、配布教材費の削減等を行った(23年度予算において対前年度2,630千円減)
- ② 一般管理費・事業費にかかる効率化目標
ア. 第二期中期目標計画期間(19年度～23年度)の最終年度である平成23年度までに18年度比▲15.0%以上の一般管理費削減の達成に向けて努力している。
具体的には、18年度以降の人員費抑制・削減措置、20年度における本部事務所移転等に加え、従来より、各種契約における競争入札の実施の推進、節電を始めとする光熱水料に係る経費節減等による調達効率化、経費の削減を図っている。今後も公共サービス改革方針に基づき、随意契約及び一者応札並びに総合評価落札方式における評価基準等について契約監視委員会による点検結果を踏まえた見直しを図ること等で調達の一層の改善を推進する。
- イ. 第二期中期目標計画期間(19年度～23年度)の最終年度である23年度までに、17年度比▲6.0%以上の人員費削減の達成に向けて努力している。具体的には、以下の施策を実施してきた。
- (ア)平成18年12月に導入した新給与制度の運用
- ・本俸月額引下げ(平均△5.8%)⇒全体の人員費の削減
 - ・年次昇給の割合を引下げ、年功序列から職責・能力・評価に応じた昇給を重視する等級・職階制を導入 ⇒高年齢者層の人員費の削減
 - ・基本給連動の年功的役職手当の定額化 ⇒役職手当総額の削減
 - ・役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置) ⇒高年齢者層の人員費の削減
- (イ)国家公務員における措置を超える給与抑制・削減措置
- ・管理職員の賞与支給率を国家公務員より低く抑える(19年度、22年度追加)
 - ・国家公務員で行われた若手職員の俸給表増額を実施せず(19年度)
 - ・役職定年制の導入(20年度)
 - ・国家公務員に新設の「本府省業務調整手当」にあたる手当は導入せず(21年度)
 - ・給与制度移行に伴う現給補償の打ち切り(21年度)
- ③ 法定外福利費等の諸手当
ア. 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。
イ. 海外出張費については、国家公務員に準じたエコノミークラス航空賃利用や、割引航空賃使用促進により、経費の節減、合理化を行った。
ウ. 給与振込経費は必要最小限に抑えている。
エ. 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。

日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。(23年度以降実施)

○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

	<p>④ 事業費等における必要経費の積算透明化・合理化 ア. 21年度より、契約監視委員会において全ての契約に関する点検（予定価格の適正性確認を含む）を受けており、その結果を契約事前審査に反映させている。 イ. 23年度中に、調達業務における予定価格積算の指導・助言、マニュアル整備等を行う調達支援班を設置する予定。</p> <p>⑤ 内部監査業務の的確な実施 ア. コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めた「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」を整備し、コンプライアンス推進委員会を設けることとした。 イ. コンプライアンス推進委員会は、国際交流基金の役員、部長等と外部有識者から構成される。現在、外部有識者を選定中であり、決定後年度前半に開催する予定である。</p>		<p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	<p>日本語能力試験については、実施地の状況に応じた受験料の適切な設定と受験者数増のための努力を続けた結果、大幅な増収を達成した。日本語能力試験収入の推移は以下のとおり。 19年度：220,511千円 20年度：235,847千円 21年度：799,440千円 22年度：623,210千円 今後も、事業実施国の事情も勘案した上で、日本語能力試験受験料、海外日本語講座受講料等、各種事業における参加費・サービス利用料等の受益者負担の更なる適正化につき、不断の見直しを続ける。</p>		<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	<p>① 効果的な外部評価の仕組み 公募プログラムについては、事前評価として、募集の際に公開している「選定方針」に沿った審査を行い、さらに外部専門家による審査や、採否案に対する助言を加味して案件を選択している。</p> <p>② 評価結果の公開と事業への反映 個別のプロジェクト(事業)は、原則として単年度で実施しているが、2年以上にわたる助成プロジェクト等については、年度ごとに中間報告書等を取り付け、事業の進捗を確認したうえで事業継続の可否を判断している。 公募助成プログラムの事前評価の結果として採用事業をプログラムごとにホームページに掲載している。 事後評価は、プログラムごとに自己評価を実施するとともに、外部専門家からの評価を受けているが、その内容は、業務実績報告書としてホームページに掲載している。</p>		<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
<p>7. その他</p>			<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のもののうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 23 年 8 月現在)

外務省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
1	国際協力機構 (18)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費総額に係る包括的かつ検証可能な効率化目標の設定、コスト削減 	<p>②</p> <p>中期計画にて定めた業務経費、一般管理費の包括的な効率化目標に沿って、業務経費について、毎事業年度1.3%以上、一般管理費について、18年度比年率3%以上の効率化を達成している。また、人件費についても、平成18年度から5年間において5%以上の削減の達成に向けて着実な縮減を行い、22年度において、対17年度実績比5.0%を上回る削減を行った。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 研修員受入事業の見直し 	<p>①</p> <p>19年度以降、途上国の開発課題や人材育成についての知見を有する外部有識者による「課題別研修第三者検証委員会」を設置し、JICA及び各府省が提案する課題別研修の新規・更新案件について、開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかといった妥当性及び有効性を検証し、その結果を研修コースの改廃に反映している。</p> <p>また、研修の実施基準については、効果的かつ効率的な研修事業の実施を図るべく、国内で実施することが妥当な研修案件の基準として、19年度に課題別研修、海外で実施することが妥当な研修案件の基準として、20年度に第3国研修、21年度に現地国内研修の基準を策定し、それら研修実施基準に基づき、国内外の研修案件の形成・実施に取り組んでいる。</p>

		<p>● 海外移住事業の見直し</p>	<p>②</p> <p>海外移住事業については、個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図っている。特に、日本語研修事業については、国際交流基金で実施し得る日本語教授法に係る研修部分については、事業の効率化を図った上で、平成 24 年度から国際交流基金に移管する予定。</p> <p>また、調査統計事業及び営農普及事業については、現行中期目標期間中に段階的に縮減した上で、最終的に事業を取りやめた。</p>
		<p>● 国際協力銀行（有償資金協力部門）との統合に当たっての効果の発揮</p>	<p>①</p> <p>統合に際して、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 つの援助手法を一元的に運営するべく、新たな業務フローを整備し、援助手法ごとに異なっていた決裁プロセスを一本化し、合理化を図った。具体的には、本部組織については、組織運営・管理の効率性及び適切性を確保すべく、総務部、人事部等の管理部門を中心に共通する部局の一本化を行うとともに、3 つの援助手法を一元的に運営する体制とするため、企画部に企画立案及び事業予算管理を一元化し、地域部を業務の司令塔として、援助手法にかかわらず、地域別及び国別の協力の企画・立案及び調整等を一元的に実施する体制とした。開発課題・分野の観点から事業の質の確保・向上に貢献すべく、課題部を配置し、適切な業務支援体制を整備すべく、調達部、評価部、審査部当の機能別の部を設けた。また、海外拠点について、両機関が拠点を設置していた 19 カ国の海外の事務所を一本化した。</p> <p>また、部局間の連携を強化し、新組織の体制及び業務フローの</p>

			<p>定着を図るべく、定期的にモニタリングを実施し、必要な改善を行った。</p> <p>事業面では、統合の機会を捉えた業務フローの再検討や制度変更による事業プロセスの効率化・迅速化に取り組んだ。また、技術協力と資金協力を複合的・効果的に組み合わせることで、複雑化する開発課題に対してより包括的な支援を提供することが可能となっており、複数の援助手法を組み合わせた戦略的な協力プログラムが5カ国で開始されるなど、統合による制度改善、シナジー効果等が発現してきている。</p>
	● ODA卒業国に設置されている海外拠点の原則廃止	①	<p>いわゆるODA卒業国を中心に、19年度から22年度までで8海外拠点を閉鎖した。(19年度：ハンガリー、ポーランド、20年度：ブルガリア、ルーマニア、ドミニカ、セントビンセント、21年度：シンガポール、22年度：サウジアラビア)</p>
	● 在外強化の取組の促進	①	<p>職員の在外への人員シフトの他、現地職員の活用促進に向けた執務資料の英文化や研修等の実施、海外拠点の事務の合理化に資する本部への代替可能な経理業務の移管等、在外強化に向けた総合的な取組を行った。</p>
	● 随意契約の見直し（第三者による契約の妥当性の検証等）	①	<p>契約の適正化の推進の観点から、19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、公表した。随意契約の妥当性に係る第三者検証については、19年度より、外部検討委員を交えた検証を行うとともに、21年度に外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に係る点検・見直しと新たな「随意契約等見直し計画」の策定等を行った。契約監視委員会の実施状況については、機構のホームページにて議事録や資料等を公開している。また、「密接な関係</p>

			<p>にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度整備、より詳細な評価の視点と個別案件ごとの評価配点の公表、コンサルタント選定手続き等に関する第三者審査を試行的に開始するなど、選定プロセスの一層の透明性の向上に努めた。</p> <p>随意契約の委託先の適切な執行を確保するため、委託先に対する定期的な報告・確認の手続きを実施している。さらに、コンサルタント契約における執行状況のチェックの一環として、邦人コンサルタントによる現地再委託契約が適正な手続きを踏まえて行われているかを確認するため、抽出検査を行っている。</p>
--	--	--	--

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 23 年9月現在)

外務省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
2	国際交流基金 (18)	● 文化芸術交流事業の政府間の合意に基づく大型交流事業等への重点化、関係行政機関等との連携	① 主として以下の措置を中期目標に織り込み、中期計画で定めた具体策に沿って事業を実施している。 ・外務省が指定する重要「周年事業」参加事業の計画的な実施 ・「文化交流使」事業を始めとする文化庁の海外での事業展開における協力・連携 ・海外で実施される大型日本紹介フェスティバル等への他省庁との共同参加
		● 海外における日本語教育事業の重点化等	① 主として以下の措置を中期目標に織り込み、中期計画で定めた具体策に沿って事業を実施している。 ・支援型事業から推進型事業への重点シフト (JF 日本語教育スタンダード開発・普及、JF にほんごネットワーク構築) ・近隣諸国・地域に対する支援の重視
		● 日本研究・知的交流事業の重点化	① 主として以下の措置を中期目標に織り込み、中期計画で定めた具体策に沿って事業を実施している。 ・地域的特性に応じた効果的な事業の実施 ・各国・地域の主要な日本研究機関に対する包括的な支援への重点化 ・アジア・大洋州地域における対日理解の中核となる指導者養成に資する事業の重視
		● 国内機関・海外事務所における経費の縮減等	① 中期目標期間中の一般管理費及び業務経費の削減についてそれぞれ目標を設定し、いずれについても目標数値を達成する見込みである (22 年度実績で、一般管理費に

			<p>については対 18 年度比 15%減に対し 18.4%減、業務経費については毎事業年度 1.2%以上減に対し 3.8%減。</p> <p>勧告の方向性における指摘を踏まえ、経費削減のために行った具体的措置は主として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金フォーラムの廃止（18～19 年度） ・本部事務所の移転（20 年度） ・日本語研修事業の一部廃止・休止・縮小（23 年度） ・国内映画祭主催事業への市場化テスト導入（20 年度。なお同事業は 22 年度に廃止） ・ODA 対象国及び旧 NIS、東欧諸国の在日外国公館に勤務する外交官を対象にした日本語研修事業への市場化テスト導入（20 年度） ・日本語能力試験の現地経費の基金負担のあり方の見直し、受験料収入の基金への還元額の見直しにより、現地経費の基金負担を縮減（19 年度で対前年度比 59%減、21 年度で対前年度比 81%減）
--	--	--	--